

2026 年 10 月

企業会計基準第 10 号

金融商品に関する会計基準

企業会計基準第10号

金融商品に関する会計基準

〔1999年（平成11年）1月22日〕
企業会計審議会

改正2006年（平成18年）8月11日

改正2007年（平成19年）6月15日

改正2008年（平成20年）3月10日

改正2019年7月4日

改正2026年6月2日

最終改正2026年10月16日

企業会計基準委員会

目 次	項
目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
会計基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
I. 範 囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II. 金融資産及び金融負債の範囲等・・・・・・・・	4
1. 金融資産及び金融負債の範囲・・・・・・・・	4
2. 時 価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
III. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識・・・・・・・・	7
1. 金融資産及び金融負債の発生認識・・・・・・・・	7
2. 金融資産及び金融負債の消滅の認識・・・・・・・・	8
(1) 金融資産の消滅の認識要件・・・・・・・・	8
(2) 金融負債の消滅の認識要件・・・・・・・・	10
(3) 金融資産及び金融負債の消滅の認識に係る会計処理・・・・・・・・	11
IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等・・・・・・・・	14
1. 債 権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2. 有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(1) 売買目的有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(2) 満期保有目的の債券・・・・・・・・・・・・・・・・	16

(3) 子会社株式及び関連会社株式	17
(4) その他有価証券	18
(5) 市場価格のない株式等の取扱い	19
(6) 時価が著しく下落した場合	20
(7) 有価証券の表示区分	23
3. 運用を目的とする金銭の信託	24
4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務	25
5. 金銭債務	26
6. 金融保証契約	26-2
7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約	26-3
8. 購入又は組成した信用減損債権	26-4
V. 予想信用損失の算定	27
1. 予想信用損失の算定方法	27
VI. ヘッジ会計	29
1. ヘッジ会計の意義	29
2. ヘッジ対象	30
3. ヘッジ会計の要件	31
4. ヘッジ会計の方法	32
(1) ヘッジ取引に係る損益認識時点	32
(2) ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときの会計処理	33
(3) ヘッジ会計の終了	34
VII. 複合金融商品	35
1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品	35
(1) 転換社債型新株予約権付社債	36
発行者側の会計処理	36
取得者側の会計処理	37
(2) 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債	38
発行者側の会計処理	38

取得者側の会計処理	39
2. その他の複合金融商品	40
VII-2. 注記事項	40-A1
VIII. 適用時期等	41
1. 適用時期	41
2. 経過措置	42
IX. 議 決	45
結論の背景	47
経 緯	47
I. 金融資産及び金融負債の範囲等	52
1. 金融資産及び金融負債の範囲	52
2. 時 価	54
II. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識	55
1. 金融資産及び金融負債の発生認識	55
2. 金融資産の消滅の認識	56
(1) 基本的考え方	56
(2) 金融資産の譲渡に係る支配の移転	57
3. 金融負債の消滅の認識	59
4. 金融資産及び金融負債の消滅の認識に係る会計処理	61
III. 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方	64
IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等	68
1. 債 権	68
2. 有価証券	69
(1) 売買目的有価証券	70
(2) 満期保有目的の債券	71
(3) 子会社株式及び関連会社株式	73
子会社株式	73
関連会社株式	74
(4) その他有価証券	75

基本的な捉え方	75
時価評価の必要性	76
評価差額の取扱い	77
(評価差額の取扱いに関する基本的考え方)	77
(評価差額の一部の損益計算書への計上)	80
(5) 市場価格のない株式等	81
(6) 時価が著しく下落した場合	83
3. 運用を目的とする金銭の信託	85
4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務	88
5. 金銭債務	90
6. 金融保証契約	90-2
7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約	90-5
8. 購入又は組成した信用減損債権	90-6
V. 予想信用損失の算定	91
1. 基本的考え方及び予想信用損失の算定方法	91
VI. ヘッジ会計	96
1. 基本的考え方	96
2. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象及びヘッジ手段	100
3. ヘッジ会計の要件	103
4. ヘッジ会計の方法	105
(1) 原則的処理方法	105
(2) ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	106
(3) 金利スワップの取扱い	107
5. ヘッジ会計の終了等	108
VII. 複合金融商品	111
1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品	112
2. その他の複合金融商品	116
VIII. 注記事項	119

VIII-2. 適用時期等	120-3
1. 2026 年 6 月改正会計基準	120-3
(1) 適用時期	120-3
(2) 経過措置	120-4
2. 2026 年 10 月改正会計基準	120-5
(1) 適用時期	120-5
(2) 経過措置	120-6
2008 年（平成 20 年）改正会計基準の公表による他の会計 基準等についての修正	121
2019 年改正会計基準の公表による他の会計基準等につい ての修正	122
（削 除）	123
2026 年 10 月改正会計基準の公表による他の会計基準等 についての修正	124

目 的

1. 本会計基準は、金融商品に関する会計処理を定めることを目的とする。なお、資産の評価基準については「企業会計原則」に定めがあるが、金融商品に関しては、本会計基準が優先して適用される。
2. 本会計基準の適用にあたっては、以下も参照する必要がある。
 - (1) 移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）
 - (2) 企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」
 - (3) 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」
 - (4) 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第19号」という。）
 - (5) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）
 - (6) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）
 - (7) 企業会計基準適用指針第36号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）

会計基準

I. 範 囲

3. 本会計基準は、すべての会社における金融商品の会計処理に適用する。

II. 金融資産及び金融負債の範囲等

1. 金融資産及び金融負債の範囲^{(注1)(注1-2)}

4. 金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資

(注1) 金融資産及び金融負債の範囲について

金融資産及び金融負債の範囲には、複数種類の金融資産又は金融負債が組み合わされている複合金融商品も含まれる。また、現物商品(コモディティ)に係るデリバティブ取引のうち、通常差金決済により取引されるものから生じる正味の債権又は債務についても、本会計基準に従って処理する。

(注1-2) 有価証券の範囲について

証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権等をいう。

5. 金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。

2. 時 価

6. 金融資産及び金融負債の「時価」の定義は、時価算定会計基準第5項に従い、算定日において市場^(注2)参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とする。

Ⅲ. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識

1. 金融資産及び金融負債の発生認識

7. 金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない^(注3)。

2. 金融資産及び金融負債の消滅の認識

(1) 金融資産の消滅の認識要件

8. 金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。
9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて充たされた場合とする。
 - (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 - (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること^(注4)

有価証券の範囲は、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づくが、それ以外のもので、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても有価証券の範囲に含める。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。

(注2) 市場について

市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる。

(注3) 商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務の発生認識について

商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、原則として、当該商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識する。

(注4) 譲受人が特別目的会社の場合について

- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

(2) 金融負債の消滅の認識要件

10. 金融負債の契約上の義務を履行したとき、義務が消滅したとき又は第一次債務者の地位から免責されたときは、当該金融負債の消滅を認識しなければならない。

(3) 金融資産及び金融負債の消滅の認識に係る会計処理

11. 金融資産又は金融負債がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該金融資産又は金融負債の消滅を認識するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。
12. 金融資産又は金融負債の一部がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該部分の消滅を認識するとともに、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産又は金融負債全体の時価に対する消滅部分と残存部分の時価の比率により、当該金融資産又は金融負債全体の帳簿価額を按分して計算する。
13. 金融資産又は金融負債の消滅に伴って新たな金融資産又は金融負債が発生した場合には、当該金融資産又は金融負債は時価により計上する。

IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等

1. 債 権

14. 債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失^(注5-2)に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。

ただし、貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。貸付金代替性私募債^(注5-3)について

金融資産の譲受人が次の要件を充たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社に対する投資者又は融資者（以下「特別目的会社に対する投資者等」という。）を当該金融資産の譲受人とみなして第9項(2)の要件を適用する。

(1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社に対する投資者等に享受させることを目的として設立されていること

(2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること

(注5) (削 除)

(注5-2) 予想信用損失について

予想信用損失とは、信用損失を確率加重したものをいう。

信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取る見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたものをいう。

は、貸付金に含めて取り扱う。

また、リースにより生じた債権の貸借対照表価額は、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）に基づいて算定された価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。

2. 有価証券

(1) 売買目的有価証券

15. 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

(2) 満期保有目的の債券

16. 満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする^(注6)。

(3) 子会社株式及び関連会社株式

17. 子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

(4) その他有価証券

18. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。

- (1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。
- (2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。また、当該評価差額に課される当事業年度の課税対象利益を基礎とする税金がある場合には、企業会計基準第 27 号「法人税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）第 5 項から第 5-5 項の処理を行う。

(注5-3) 貸付金代替性私募債について

貸付金代替性私募債とは、貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう。

(注6) 満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合について

満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合、当該債券は変更後の保有目的に係る評価基準に従って処理する。

(注7) (削 除)

(5) 市場価格のない株式等の取扱い

19. 市場価格のない株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。市場価格のない株式とは、市場において取引されていない株式とする。また、出資金など株式と同様に持分の請求権を生じさせるものは、同様の取扱いとする。これらを合わせて「市場価格のない株式等」という。

(6) 時価が著しく下落した場合

20. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
21. 市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。
22. 第 20 項及び第 21 項の場合には、当該時価及び実質価額を翌期首の取得原価とする。

(7) 有価証券の表示区分

23. 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する社債その他の債券は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券は投資その他の資産に属するものとする。

3. 運用を目的とする金銭の信託

24. 運用を目的とする金銭の信託（合同運用を除く。）は、当該信託財産の構成物である金融資産及び金融負債について、本会計基準により付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する^(注8)。

4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

25. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する。

5. 金銭債務

26. 支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価をもって、貸借対照表価額としなければならない。

(注8) 運用目的の信託財産の構成物である有価証券の評価について

運用目的の信託財産の構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなしてその評価基準に従って処理する。

6. 金融保証契約

26-2. 金融保証契約^(注8-2)の発行者においては、金融保証契約は、原則として、以下のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とする。

- (1) 予想信用損失の金額
- (2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額

7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約

26-3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント^(注8-3)並びにこれらに準ずる契約(以下「貸出コミットメント等」という。)の発行者においては、貸出コミットメント等は、予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とする。

8. 購入又は組成した信用減損債権

26-4. 信用減損金融資産^(注8-4)のうち、購入又は組成した信用減損債権^(注8-5)については、本会計基準の他の定めにかかわらず、信用調整後の実効金利を用いた償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって、貸借対照表価額とする。

V. 予想信用損失の算定

1. 予想信用損失の算定方法

27. 予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等(以下「債権等」という。)の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定する。

(注8-2) 金融保証契約について

金融保証契約とは、特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約所有者に発生する損失等を補償するために、当該所有者に対して所定の支払を行うことを契約発行者に要求する契約をいう。ただし、デリバティブに該当するものは除く。

(注8-3) 当座貸越契約及び貸出コミットメントについて

当座貸越契約及び貸出コミットメントとは、金融機関等が顧客と合意した一定の限度まで現金を貸し付けることを約する契約をいう。

(注8-4) 信用減損金融資産について

信用減損金融資産とは、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している債権及び満期保有目的の債券をいう。また、信用減損債権とは、対象となる金融資産が債権である信用減損金融資産をいう。

(注8-5) 購入又は組成した信用減損債権について

購入又は組成した信用減損債権とは、購入又は組成した債権のうち、発生の認識時に信用減損しているものをいう。

27-2. 予想信用損失は、以下を反映する方法により算定する。

- (1) 一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額
- (2) 貨幣の時間価値
- (3) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

28. 予想信用損失は、第 27 項の判定に基づき次の方法により算定する。

- (1) 期末において信用リスクが著しく増大していない債権等については、12 か月の予想信用損失^(注 9-2)を算定する。
- (2) 期末において信用リスクが著しく増大している債権等については、全期間の予想信用損失^(注 9-3)を算定する。

28-2. 全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定していた債権等について、期末においては第 28 項(2)に該当しないと判定した場合、予想信用損失を期末における 12 か月の予想信用損失に等しい金額により算定する。

28-3. 第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、購入又は組成した信用減損債権については、予想信用損失を当該債権の発生認識以降における全期間の予想信用損失の変動累計額により算定する。

28-4. 本会計基準第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含まない受取手形、売掛金等については、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する。

28-5. 本会計基準第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、以下について、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することをそれぞれ独立して選択できる。

- (1) 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含む受取手形、売掛金等
- (2) リースにより生じた債権

さらに、リースにより生じた債権については、ファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の区分で選択することができる。

(注9) (削 除)

(注9-2) 12か月の予想信用損失について

12 か月の予想信用損失とは、全期間の予想信用損失のうち、債権等について期末後 12 か月以内に生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失を表す部分をいう。

(注9-3) 全期間の予想信用損失について

全期間の予想信用損失とは、債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいう。

(注10) (削 除)

VI. ヘッジ会計

1. ヘッジ会計の意義

29. ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすもの^(注11)について、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。

2. ヘッジ対象

30. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性がある資産又は負債で、当該資産又は負債に係る相場変動等が評価に反映されていないもの、相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されないもの若しくは当該資産又は負債に係るキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるものである。なお、ヘッジ対象には、予定取引^(注12)により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる。

3. ヘッジ会計の要件

31. ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件がすべて充たされた場合とする。
- (1) ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること
 - ① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること
 - ② 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること
 - (2) ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること

(注11) ヘッジ取引について

ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段とのそれぞれに生じる損益が互いに相殺されるか又はヘッジ手段によりヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係になければならない。なお、ヘッジ対象が複数の資産又は負債から構成されている場合は、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない。

(注12) 予定取引について

予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ取引に係る損益認識時点

32. ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による^{(注13) (注14)}。

ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる。

なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益又は評価差額については、税効果会計を適用しなければならない。また、当該損益又は評価差額に課される当事業年度の課税対象利益を基礎とする税金がある場合には、法人税等会計基準第5項から第5-5項の処理を行う。

(2) ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときの会計処理

33. ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が充たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。

ただし、繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額について、ヘッジ対象に係る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理しなければならない。

(3) ヘッジ会計の終了

34. ヘッジ会計は、ヘッジ対象が消滅したときに終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理しなければならない。また、ヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときにおいても同様に処理する。

Ⅶ. 複合金融商品

1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品^(注1)

35. 契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品であ

(注13) 複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象に係るヘッジ会計の方法について

複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象をヘッジしている場合には、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、損益が認識された個々の資産又は負債に合理的な方法により配分する。

(注14) 金利スワップについて

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件(利率、利息の受払日等)及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。

る新株予約権付社債の発行又は取得については、第 36 項から第 39 項により会計処理する。

(1) 転換社債型新株予約権付社債

発行者側の会計処理

36. 転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の発行に準じて処理する方法、又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債に準じて処理する方法のいずれかにより会計処理する。

取得者側の会計処理

37. 転換社債型新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替える。

(2) 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債

発行者側の会計処理

38. 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の発行に伴う払込金額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する^(注15)。
- (1) 社債の対価部分は、普通社債の発行に準じて処理する。
 - (2) 新株予約権の対価部分は、純資産の部に計上し、権利が行使され、新株を発行したときは資本金又は資本金及び資本準備金に振り替え、権利が行使されずに権利行使期間が満了したときは利益として処理する。

取得者側の会計処理

39. 転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の取得価額は、社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する^(注15)。
- (1) 社債の対価部分は、普通社債の取得に準じて処理する。
 - (2) 新株予約権の対価部分は、有価証券の取得として処理し、権利を行使したときは株式に振り替え、権利を行使せず権利行使期間が満了したときは損失として処理する。

(注15) 新株予約権付社債を区分する方法について

- 1 発行者側においては、次のいずれかの方法により、新株予約権付社債の発行に伴う払込金額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。
 - (1) 社債及び新株予約権の払込金額又はそれらの合理的な見積額の比率で配分する方法
 - (2) 算定が容易な一方の対価を決定し、これを払込金額から差し引いて他方の対価を算定する方法
- 2 取得者側においては、1 の(1)又は(2)のいずれかの方法により、新株予約権付社債の取得価額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分する。ただし、保有社債及び新株予約権に市場価格がある場合には、その比率により区分することもできる。

2. その他の複合金融商品^(注1)

40. 契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債とに区分せず一体として処理する。

VII-2. 注記事項

40-A1. 金融商品に関する注記における開示目的は、金融商品のリスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。

40-2. 金融商品に係る次の事項について注記する。ただし、前項の開示目的に照らして重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

(2) 金融商品の時価等に関する事項

なお、市場価格のない株式等については時価を注記しないこととする。この場合、当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記する。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

VIII. 適用時期等

1. 適用時期

41. 本会計基準の適用は、次のとおりとする。

- (1) 1999年（平成11年）1月公表の本会計基準（以下「1999年（平成11年）会計基準」という。）は、2000年（平成12年）4月1日以後開始する事業年度から適用する。

- ① その他有価証券については、2000年（平成12年）4月1日以後開始する事業年度は帳簿価額と期末時価との差額について税効果を適用した場合の注記を行うこととし、財務諸表における時価評価は2001年（平成13年）4月1日以後開始する事業年度から実施することが適当である。ただし、2000年（平成12年）4月1日以後開始する事業年度から財務諸表において時価評価を行うことも妨げないこととする。

- ② 1999年（平成11年）会計基準のうち、金融商品の評価基準に関係しない金融資産

及び金融負債の発生又は消滅の認識、貸倒見積高の算定方法については、実施に関する実務上の対応が可能となった場合には、2000 年（平成 12 年）4 月 1 日前に開始する事業年度から適用することを妨げないこととする。

- (2) 2006 年（平成 18 年）改正の本会計基準（以下「2006 年（平成 18 年）改正会計基準」という。）は、2006 年（平成 18 年）改正会計基準公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。ただし、会社法施行日（2006 年（平成 18 年）5 月 1 日）以後 2006 年（平成 18 年）改正会計基準公表日前に終了した事業年度及び中間会計期間については、2006 年（平成 18 年）改正会計基準を適用することができる。なお、第 26 項ただし書きの適用は、2006 年（平成 18 年）改正会計基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うことに留意する。
- (3) 2007 年（平成 19 年）改正の本会計基準（以下「2007 年（平成 19 年）改正会計基準」という。）は、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用する。
- (4) 2008 年（平成 20 年）改正の本会計基準（以下「2008 年（平成 20 年）改正会計基準」という。）は、2010 年（平成 22 年）3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、当該事業年度以前の事業年度の期首から適用することを妨げない。

なお、金融商品に係るリスク管理体制（第 40-2 項(1)③参照）のうち、企業会計基準適用指針第 19 号において特に定める事項については、2011 年（平成 23 年）3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができるものとする。

- (5) 2019 年改正の本会計基準（以下「2019 年改正会計基準」という。）は、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。
- (6) (5)の定めにかかわらず、2020 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から 2019 年改正会計基準を適用することができる。また、2020 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から 2019 年改正会計基準を適用することができる。なお、これらのいずれかの場合には、2019 年改正会計基準と同時に公表又は改正された時価算定会計基準及び企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」についても同時に適用する必要がある。
- (7) 2026 年 6 月改正の本会計基準（以下「2026 年 6 月改正会計基準」という。）は、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用する。
- (8) (7)の定めにかかわらず、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から 2026 年 6 月改正会計基準を適用することができる。
- (9) 2026 年 10 月改正の本会計基準（以下「2026 年 10 月改正会計基準」という。）は、

2030 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

- (10) (9)の定めにかかわらず、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から 2026 年 10 月改正会計基準を適用することができる。なお、この場合には、2026 年 10 月改正会計基準と同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用する必要がある。

2. 経過措置

42. いわゆるローン・パーティシペーションやデット・アサンプションは、本会計基準における金融資産及び金融負債の消滅の認識要件を充たさないこととなるが、当分の間、次のように取り扱うこととする。
- (1) ローン・パーティシペーションは、我が国の商慣行上、債権譲渡に際して債務者の承諾を得ることが困難な場合、債権譲渡に代わる債権流動化の手法として広く利用されている。このような実情を考慮し、債権に係るリスクと経済的利益のほとんどすべてが譲渡人から譲受人に移転している場合等一定の要件を充たすものに限り、当該債権の消滅を認識することを認めることとする。
- (2) デット・アサンプションは、我が国では社債の買入償還を行うための実務手続が煩雑であることから、法的には債務が存在している状態のまま、社債の買入償還と同等の財務上の効果を得るための手法として広く利用されている。したがって、改めて、オフバランスした債務の履行を求められることもあり得るが、このような手続上の実情を考慮し、取消不能の信託契約等により、社債の元利金の支払に充てることのみを目的として、当該元利金の金額が保全される資産を預け入れた場合等、社債の発行者に対し遡求請求が行われる可能性が極めて低い場合に限り、当該社債の消滅を認識することを認めることとする。
43. ヘッジ会計の適用にあたり、決済時における円貨額を確定させることにより為替相場の変動による損失の可能性を減殺するため、為替予約、通貨先物、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建通貨オプションを外貨建金銭債権債務等のヘッジ手段として利用している場合において、ヘッジ会計の要件が充たされているときは、「外貨建取引等会計処理基準」における振当処理も、ヘッジの効果を財務諸表に反映させる一つの手法と考えられるため、当分の間、振当処理を採用することも認めることとする。
44. なお、これらの経過措置を必要とすることに関し実務上の制約がなくなったときは、本会計基準に従って会計処理される必要があるため、今後、適宜、当該経過措置の見直しを行うものとする。
- 44-2. その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めの削除（本会計基準第 50-4 項参照）及び市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難な有価証券の定めの削除（本会計基準第 81-2 項参照）など、時価の定義（本会計基準第 6 項参照）の見直しに伴う本会計基準

の 2019 年改正により生じる会計方針の変更は、時価の算定を変更することになり得るという意味では時価算定会計基準が定める新たな会計方針の適用と同一であるため、時価算定会計基準の適用初年度における原則的な取扱い（時価算定会計基準第 19 項）と同様に将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。

44-3. 2026 年 6 月改正会計基準の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。ただし、2026 年 6 月改正会計基準の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱いは、2026 年 6 月改正会計基準の適用後においても継続し、2026 年 6 月改正会計基準の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わない。

44-4. 2026 年 10 月改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。

44-5. 2026 年 10 月改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。

IX. 議 決

45. 2006 年（平成 18 年）改正会計基準は、第 110 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。

46. 第 110 回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。

斎 藤 静 樹（委員長）
西 川 郁 生（副委員長）
石 井 泰 次
猪ノ口 勝 徳
梅 山 勉
加 藤 厚
神 田 秀 樹
小宮山 賢
逆 瀬 重 郎
辻 山 栄 子
山 田 浩 史
吉 川 満
米 家 正 三

46-2. 2007 年（平成 19 年）改正会計基準は、第 130 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、第 130 回企業会計基準委員会に出席した委員は、以

下のとおりである。

西 川 郁 生（委員長）
逆 瀬 重 郎（副委員長）
新 井 武 広
石 井 健 明
川 北 英 隆
小宮山 賢
坂 本 道 美
中 村 亮 一
野 村 嘉 浩
平 松 一 夫
万 代 勝 信
山 田 浩 史
米 家 正 三

46-3. 2008 年（平成 20 年）改正会計基準は、第 147 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、第 147 回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。

西 川 郁 生（委員長）
逆 瀬 重 郎（副委員長）
新 井 武 広
石 井 健 明
石 原 秀 威
川 北 英 隆
小宮山 賢
坂 本 道 美
中 村 亮 一
野 村 嘉 浩
平 松 一 夫
山 田 浩 史
米 家 正 三

46-4. 2019 年改正会計基準は、第 411 回企業会計基準委員会に出席した委員 14 名全員の賛成により承認された。なお、第 411 回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。

小賀坂 敦（委員長）
川 西 安 喜（副委員長）
広 瀬 英 明

矢 農 理恵子
熊 谷 五 郎
熊 田 勝
小 出 篤
五反田屋 信明
塩 谷 公 朗
丹 昌 敏
徳 賀 芳 弘
平 井 直 樹
湯 川 喜 雄
渡 部 仁

46-5. 2026 年 6 月改正会計基準は、第 577 回企業会計基準委員会に出席した委員 14 名全員の賛成により承認された。なお、第 577 回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。

川 西 安 喜（委員長）
紙 谷 孝 雄（副委員長）
古 内 和 明（副委員長）
矢 野 貴 詳
安 宅 広 興
穴 田 祐 史
熊 谷 五 郎
栗 原 雅 男
小 出 篤
佐 藤 要 造
丹 昌 敏
松 下 晃 平
吉 田 剛
米 山 正 樹

46-6. 2026 年 10 月改正会計基準は、第 585 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。なお、第 585 回企業会計基準委員会に出席した委員は、以下のとおりである。

川 西 安 喜（委員長）
紙 谷 孝 雄（副委員長）
古 内 和 明（副委員長）
矢 野 貴 詳
安 宅 広 興

穴 田 祐 史
熊 谷 五 郎
栗 原 雅 男
丹 昌 敏
松 下 晃 平
吉 田 剛
米 山 正 樹

結論の背景

経 緯

47. 企業会計審議会から1990年（平成2年）5月に「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」が公表されるなど、先物取引、オプション取引及び市場性のある有価証券に係る時価情報の開示基準等が整備され、その後も、先物為替予約取引及びデリバティブ取引全般についての開示基準等の整備により、金融商品に係る時価情報の提供が広範に行われてきた。しかし、その後の証券・金融市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して企業会計の透明性を一層高めていくためには、注記による時価情報の提供にとどまらず、金融商品そのものの時価評価に係る会計処理をはじめ、新たに開発された金融商品や取引手法等についての会計処理の基準の整備が必要とされる状況となった。
48. 企業会計審議会は、国際的動向も踏まえ、1996年（平成8年）7月以降、金融商品部会（1997年（平成9年）2月の部会改組以前は「特別部会・金融商品委員会」）において、金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、金融商品の評価基準、貸倒見積高の算定方法、ヘッジ会計、複合金融商品等、金融商品に係る広範な問題についての審議を重ね、1999年（平成11年）1月に「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。
49. なお、1997年（平成9年）及び1998年（平成10年）における、諸般の課題に係る一連の会計基準等の整備は、①内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加を促進し、②投資者が自己責任に基づきより適切な投資判断を行うこと及び企業自身がその実態に即したより適切な経営判断を行うことを可能にし、③連結財務諸表を中心とした国際的にも遜色のないディスクロージャー制度を構築するとの基本的認識に基づいて、21世紀に向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献することを目指すものであり、1999年（平成11年）会計基準も、このような基本的認識に沿った会計基準の整備の一環をなしている。
50. 2006年（平成18年）改正会計基準は、貸借対照表の純資産の部の表示を定めた企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）や会社法及び会社法への対応として公表された複数の会計基準等を踏まえ、これらとの関係で最小限必要な改正を行ったものである。
- 50-2. 2007年（平成19年）改正会計基準は、これまで適当と考えられてきた企業会計上の有価証券の範囲を大きく変えないようにするために、技術的な改正を行った（第53項参照）。これは、金融商品取引法の施行によって同法で定める有価証券の範囲が拡大することに対応したものである。
- 50-3. 2008年（平成20年）改正会計基準は、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、すべての金融商品についてそ

の状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図るために改正を行ったものである。

- 50-4. 2019 年改正会計基準は、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして時価算定会計基準及び時価算定適用指針を公表したことに伴い、主として時価の定義を見直したことなど時価の算定に関する事項を改正したものである。これらの改正に伴い、その他有価証券の期末の貸借対照表価額に期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めについては、その価額が改正後の時価の定義を満たさないことから削除した。
- 50-5. 2026 年 6 月改正会計基準は、金融資産の譲渡において、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について検討することを公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議より提言されたことを受けて、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すこととしたものである（(注 4) 参照）。
- 50-6. 2026 年 10 月改正会計基準は、2018 年 8 月に公表した「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」に寄せられたコメントを踏まえ、国際財務報告基準（IFRS）第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に基づく予想信用損失モデルを採用し、予想信用損失モデルの適用範囲に合わせて限定的な分類及び測定についての定めを改正を行ったものである。詳細な開発の経緯等については、予想信用損失適用指針の結論の背景の「経緯」及び「開発にあたっての基本的な方針及び検討の概要」において記載している（予想信用損失適用指針 BC1 項から BC28 項）。
51. なお、金融市場の発展及び金融取引の開発はさらに進んでいくものと考えられることから、企業会計を取り巻く環境の変化に応じ、会計基準等の整備・改善について努力していく予定である。

I. 金融資産及び金融負債の範囲等

1. 金融資産及び金融負債の範囲

52. 本会計基準の適用対象となる金融資産及び金融負債については、適用範囲の明確化の観点から、米国基準等に見られる抽象的な定義によるのではなく、現金預金、金銭債権債務、有価証券、デリバティブ取引により生じる正味の債権債務等の具体的な資産負債項目をもって、その範囲を示すこととした。なお、デリバティブ取引に関しては、その価値は当該契約を構成する権利と義務の価値の純額に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる（第 4 項及び第 5 項参照）。このように金融資産及び金融負債の範囲を具体的に定めたことにより、国際的な基準における適用範囲との差異が生じるものではない。なお、金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品ということにするが、金融商品には複数種類の金融資産又は金融負債が組み合わされているもの（複合金融商品）も含まれる。

53. 有価証券については、原則として、金融商品取引法に定義する有価証券に基づいて、本会計基準を適用するが、それ以外のもので、金融商品取引法上の有価証券に類似し企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても、本会計基準を適用することが適当である。なお、金融商品取引法上の有価証券であっても企業会計上の有価証券として取り扱うことが適当と認められないものについては、本会計基準上、有価証券としては取り扱わないこととする。また、商品先物のような現物商品（コモディティ）に係るデリバティブ取引は、本来の金融商品とは異なる面を有するが、通常、差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格をもつと認められるものについては、本会計基準を適用することが適当である。

2. 時 価

54. 金融資産及び金融負債の「時価」の定義は、時価算定会計基準第5項に従い、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とした（第6項参照）。

なお、金融商品の種類により種々の取引形態があるが、市場には公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれる。

Ⅱ. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識

1. 金融資産及び金融負債の発生認識

55. 商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、一般に商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識するが、金融資産又は金融負債自体を対象とする取引については、当該取引の契約時から当該金融資産又は金融負債の時価の変動リスクや契約の相手方の財政状態等に基づく信用リスクが契約当事者に生じるため、契約締結時においてその発生を認識することとした（第7項参照）。

したがって、有価証券については原則として約定時に発生を認識し、デリバティブ取引については、契約上の決済時ではなく契約の締結時にその発生を認識しなければならない。

2. 金融資産の消滅の認識

(1) 基本的考え方

56. 金融資産については、当該金融資産の契約上の権利を行使したとき、契約上の権利を喪失したとき又は契約上の権利に対する支配が他に移転したときに、その消滅を認識することとした（第8項参照）。例えば、債権者が貸付金等の債権に係る資金を回収したとき、保有者がオプション権を行使しないままに行使期間が満了したとき又は保有者が有価証券等を譲渡したときなどには、それらの金融資産の消滅を認識することとなる。

(2) 金融資産の譲渡に係る支配の移転

57. 金融資産を譲渡する場合には、譲渡後において譲渡人が譲渡資産や譲受人と一定の関係（例えば、リコース権（遡求権）、買戻特約等の保持や譲渡人による回収サービス業務の遂行）を有する場合がある。このような条件付きの金融資産の譲渡については、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法（以下「リスク・経済価値アプローチ」という。）と、金融資産を構成する財務的要素（以下「財務構成要素」という。）に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法（以下「財務構成要素アプローチ」という。）とが考えられる。証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展すると、例えば、譲渡人が自己の所有する金融資産を譲渡した後も回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなるものと考えられる。このような場合、リスク・経済価値アプローチでは金融資産を財務構成要素に分解して支配の移転を認識することができないため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されないこととなる。
58. このため、本会計基準では、金融資産の譲渡に係る消滅の認識は財務構成要素アプローチによることとし、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは次の三要件がすべて充たされた場合とすることとした（第9項参照）。
- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
譲渡人に倒産等の事態が生じても譲渡人やその債権者等が譲渡された金融資産に対して請求権等のいかなる権利も存在しないこと等、譲渡された金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていることが必要である。したがって、譲渡人が実質的に譲渡を行わなかったこととなるような買戻権がある場合や譲渡人が倒産したときには譲渡が無効になると推定される場合は、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。なお、譲渡された金融資産が譲渡人及びその債権者の請求権の対象となる状態にあるかどうかは、法的観点から判断されることになる。
 - (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
譲受人が譲渡された金融資産を実質的に利用し、元本の返済、利息又は配当等により投下した資金等のほとんどすべてを回収できる等、譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。したがって、譲渡制限があっても支配の移転は認められるが、譲渡制限又は実質的な譲渡制限となる買戻条件の存在により、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受することが制約される場合には、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。

- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

譲渡人が譲渡した金融資産を満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していることにより、金融資産を担保とした金銭貸借と実質的に同様の取引がある。現先取引や債券レポ取引といわれる取引のように買戻すことにより当該取引を完結することがあらかじめ合意されている取引については、その約定が売買契約であっても支配が移転しているとは認められない。このような取引については、売買取引ではなく金融取引として処理することが必要である。

58-2. 2026 年 6 月改正前の本会計基準では、金融資産の譲渡において、その譲受人が(注 4)の要件を充たす特別目的会社である場合、当該特別目的会社が発行する「証券」の所有者を当該金融資産の譲受人とみなして第 9 項(2)の要件を適用するとされていた。この点に関して、特別目的会社に対して貸付けが行われる事例があることを踏まえて、「証券」の範囲を明確化することが企業会計基準諮問会議に提案された。当該テーマ提案に関して 2024 年 11 月に開催された第 52 回企業会計基準諮問会議において議論が行われ、2024 年 12 月に開催された第 537 回企業会計基準委員会において譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について検討することが企業会計基準諮問会議より提言された。これを受けて、当委員会では、2025 年 12 月より審議を開始した。

58-3. 前項のとおりテーマ提案者からは「証券」の範囲について明確化するように提案されたものの、本質的には、特別目的会社が発行する証券の所有者だけでなく、特別目的会社に対する融資者も譲渡された金融資産から生じる収益を享受している場合、譲渡人が譲渡した金融資産の消滅の認識をどのように評価するかが課題であると考えられる。

ここで本会計基準第 9 項(2)の要件の趣旨を確認すると、当該要件は、投下したキャッシュ・フローの対価として譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを譲受人が実質的に受け取ることができるかどうかにより評価することを求めるものであると考えられる。また、2026 年 6 月改正前の本会計基準(注 4)の趣旨は、譲受人が一定の要件を充たした特別目的会社の場合には、金融資産を直接的に譲り受けた特別目的会社ではなく、特別目的会社が発行する証券の所有者の観点から、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかの評価を求めるものであったと考えられる。

これらの趣旨を踏まえると、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかという観点からの評価においては、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないと考えられる。このため、2026 年 6 月改正会計基準において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すこととした(本会計基準(注 4)参照)。

なお、本会計基準(注 4)の適用において、「事業目的を遂行する上でキャッシュ・フローを調整するための借入れ(例えば、証券を完売するまでの借入れ、又は特別目的会社に対す

る投資者等への配当、利払い及び償還等のための借入れ）を行う場合」（金融商品実務指針第 35 項④）における特別目的会社に対する融資者は、一時的な資金提供を行う者であることから、特別目的会社に対する投資者等には該当しないと考えられる。

3. 金融負債の消滅の認識

59. 金融負債については、当該金融負債の契約上の義務を履行したとき、契約上の義務が消滅したとき又は契約上の第一次債務者の地位から免責されたときに、その消滅を認識することとした（第 10 項参照）。したがって、債務者は、債務を弁済したとき又は債務が免除されたときに、それらの金融負債の消滅を認識することとなる。
60. 第一次債務を引き受けた第三者が倒産等に陥ったときに二次的に責任を負うという条件の下で、債務者が金融負債の契約上の第一次債務者の地位から免責されることがある。この場合には、財務構成要素アプローチにより当該債務に係る金融負債の消滅を認識し、その債務に対する二次的な責任を金融負債として認識することとなると考えられる。

4. 金融資産及び金融負債の消滅の認識に係る会計処理

61. 金融資産又は金融負債がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該金融資産又は金融負債の消滅を認識するとともに、それらの帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理することとした（第 11 項参照）。
62. 金融資産又は金融負債の一部の消滅を認識する場合には、当該金融資産又は金融負債全体の時価に対する消滅部分の時価と残存部分の時価の比率により、当該金融資産又は金融負債の帳簿価額を消滅部分と残存部分の帳簿価額に按分することとした（第 12 項参照）。
63. また、金融資産又は金融負債の消滅に伴って新たに発生した金融資産又は金融負債は時価により計上することとした（第 13 項参照）。

Ⅲ. 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方

64. 金融資産については、一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能である。
このような金融資産については、次のように考えられる。
 - (1) 金融資産の多様化、価格変動リスクの増大、取引の国際化等の状況の下で、投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である。
 - (2) 金融資産に係る取引の実態を反映させる会計処理は、企業の側においても、取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底及び財務活動の成果の的確な把握のために必要であ

る。

- (3) 我が国企業の国際的な事業活動の進展、国際市場での資金調達及び海外投資者の我が国証券市場での投資の活発化という状況の下で、財務諸表等の企業情報は、国際的視点からの同質性や比較可能性が強く求められている。また、デリバティブ取引等の金融取引の国際的レベルでの活性化を促すためにも、金融商品に係る我が国の会計基準の国際的調和化が重要な課題となっている。

65. また、金融資産の時価情報の開示は、時価情報の注記によって満足されるというものではない。したがって、客観的な時価の測定可能性が認められないものを除き、時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、投資情報としても、企業の財務認識としても、さらに、国際的調和化の観点からも、これを時価評価し適切に財務諸表に反映することが必要であると考えられる。
66. しかし、金融資産の属性及び保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合が考えられる。このような保有目的等をまったく考慮せずに時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから、時価評価を基本としつつ保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であると考えられる。
67. 一方、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額（ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価）をもって貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。

IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等

1. 債 権

68. 一般的に、金銭債権については、活発な市場がない場合が多い。このうち、受取手形や売掛金は、通常、短期的に決済されることが予定されており、帳簿価額が時価に近似しているものと考えられ、また、貸付金等の債権は、時価を容易に入手できない場合や売却することを意図していない場合が少なくないと考えられるので、金銭債権については、原則として時価評価は行わないこととした。一方、債権の取得においては、債権金額と取得価額とが異なる場合がある。2026年10月改正前の本会計基準においては、この差異が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させることが必要であるとして、債権については、償却原価法を適用することとし、当該加減額は受取利息に含めて処理することとしていた。なお、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額の減少については、別途、「V. 貸倒見積高の算定」において取り扱うこととしてい

た。

68-2. 2026 年 10 月改正会計基準において、予想信用損失の定めを設けるにあたり、予想信用損失モデルの対象となる債権についての貸借対照表価額に関する定めの見直しを行った。債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする一方、予想信用損失の算定に際して貨幣の時間価値の考慮を必要とする貸付金と重要な金融要素を含む債権については、予想信用損失の算定と整合させるために、貸借対照表価額を償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とした。なお、収益認識会計基準に従って認識した契約資産については、収益認識会計基準に定めのない会計処理は、本会計基準における収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等の取扱いに準じて処理することとしていることから（収益認識会計基準第 77 項）、予想信用損失の定めが適用される。

予想信用損失に基づく貸倒引当金の算定については、別途、「V. 予想信用損失の算定」において取り扱うこととし、「V. 予想信用損失の算定」を適用する際の指針として予想信用損失適用指針を定めている。

68-3. また、2026 年 10 月改正会計基準においては、貸付金代替性私募債について貸付金に含めて取り扱うことを定めている。貸付金代替性私募債とは、貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう。貸付金代替性私募債は、通常、市場で売却することは想定されておらず銀行と取引先との関係性から満期まで保有することを前提に債券を引き受けていると考えられ、その経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられる。このため、貸付金と同様に予想信用損失モデルの適用範囲に含めるとともに、2026 年 10 月改正前の本会計基準における有価証券とする取扱いを見直し、貸付金に含めて取り扱うこととした（第 14 項第 2 段落参照）。なお、銀行が単独で引き受けるケースのほか、シンジケート団が引き受けるケースもこれに該当すると考えられる。

貸付金代替性私募債の表示科目については、貸借対照表において貸付金に含めて表示するほか、貸付金と区別して表示することが考えられる。

68-4. この他、2026 年 10 月改正会計基準においては、リースにより生じた債権の貸借対照表価額について、リース会計基準に基づいて算定された価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額と定めている。リースにより生じた債権は、金融商品と考えられる（リース会計基準 BC57 項）ため、予想信用損失モデルの適用対象であることを本会計基準で明確化するとともに、予想信用損失の算定と整合させるため、予想信用損失を控除する対象となる価額はリース会計基準に基づいて算定された価額であることを定めている（本会計基準第 14 項第 3 段落参照）。

また、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、2026 年 10 月改正会計基準に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えられる（リース会計基準 BC57 項）ため、2026 年 10 月改正会計基準のリースにより生じた債権の定め基準

じて会計処理を行う。

2. 有価証券

69. 有価証券については、保有目的等の観点から次のように分類し、それぞれ貸借対照表価額及び評価差額等の処理方法を定めた。

(1) 売買目的有価証券

70. 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（売買目的有価証券）については、投資者にとっての有用な情報は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられる。したがって、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。また、売買目的有価証券は、売却することについて事業遂行上等の制約がなく、時価の変動にあたる評価差額が企業にとっての財務活動の成果と考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理することとした（第 15 項参照）。

(2) 満期保有目的の債券

71. 企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券（満期保有目的の債券）については、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、2026 年 10 月改正前の本会計基準においては、取得原価をもって貸借対照表価額とするとし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときに、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならないとしていた。
- 71-2. 2026 年 10 月改正会計基準では、満期保有目的の債券の経済的な実質が貸付金と類似しているため、貸付金と同様に予想信用損失モデルの対象とした。ここで、予想信用損失の算定の定めと整合させるため、貸付金と同様に、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とすることとした（第 16 項参照）。
72. なお、このような考え方を採用するにあたっては、満期時まで保有する目的であることを債券の取得時及び取得時以降に確認し得ることが必要であり、保有目的が変更された場合には、当該変更後の保有目的に係る評価基準により債券の帳簿価額を修正することが必要である。

(3) 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式

73. 子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方に基づき、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした（第 17 項参照）。

なお、連結財務諸表においては、子会社純資産の実質価額が反映されることになる。

関連会社株式

74. 関連会社株式については、個別財務諸表において、従来、子会社株式以外の株式と同じく原価法又は低価法が評価基準として採用されてきた。しかし、関連会社株式は、他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であり、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした（第 17 項参照）。なお、連結財務諸表においては、持分法により評価される。

(4) その他有価証券

基本的な捉え方

75. 子会社株式や関連会社株式といった明確な性格を有する株式以外の有価証券であって、売買目的又は満期保有目的といった保有目的が明確に認められない有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等から市場動向によっては売却を想定している有価証券まで多様な性格を有しており、一義的にその属性を定めることは困難と考えられる。このような売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式のいずれにも分類できない有価証券（その他有価証券）については、個々の保有目的等に応じてその性格付けをさらに細分化してそれぞれの会計処理を定める方法も考えられる。しかしながら、その多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ、変遷していく面があること等から、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するものとして一括して捉えることが適当である。

時価評価の必要性

76. その他有価証券については、前述の評価基準に関する基本的考え方に基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることとした（第 18 項参照）。

評価差額の取扱い

（評価差額の取扱いに関する基本的考え方）

77. その他有価証券の時価は投資者にとって有用な投資情報であるが、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる。
78. また、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、資産と負債の差額である「純資産の部」に直接計上する方

法や包括利益を通じて「純資産の部」に計上する方法が採用されている。

79. これらの点を考慮して、本会計基準においては、原則として、その他有価証券の評価差額を当期の損益として処理することなく、これらに関する、法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金（以下「法人税等」という。）及び税効果を調整の上、純資産の部に記載する考え方を採用した（第 18 項参照）。なお、評価差額については、毎期末の時価と取得原価との比較により算定することとした。したがって、期中に売却した場合には、取得原価と売却価額との差額が売買損益として当期の損益に含まれることになる。

（評価差額の一部の損益計算書への計上）

80. その他有価証券のうち時価評価を行ったものの評価差額は、前述の考え方にに基づき、当期の損益として処理されないこととなる。他方、企業会計上、保守主義の観点から、これまで低価法に基づく銘柄別の評価差額の損益計算書への計上が認められてきた。このような考え方を考慮し、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法によることもできることとした（第 18 項(2)参照）。この方法を適用した場合における損益計算書に計上する損失の計上方法については、その他有価証券の評価差額は毎期末の時価と取得原価との比較により算定することとの整合性から、洗い替え方式によることとした。

（5）市場価格のない株式等

81. 時価をもって貸借対照表価額とする有価証券であっても、市場価格のない株式等については取得原価に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした（第 19 項参照）。

- 81-2. 2019 年改正会計基準では、時価の定義を時価算定会計基準第 5 項の定義に変更している。時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしている。このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されない。2019 年改正会計基準による改正は、時価を用いる場合の時価の算定方法を明らかにするもので、時価評価の範囲の変更を意図するものではないが、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定めを残した場合、2019 年改正会計基準の下でも時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券が存在するとの誤解を生じさせかねないため、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の定めを削除した。

ただし、市場価格のない株式等に関しては、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする従来の考え方を踏襲し、引き続き取得原価をもって

貸借対照表価額とする取扱いとした。

82. (削 除)

(6) 時価が著しく下落した場合

83. 従来、取引所の相場のある有価証券について、その時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとされている。また、市場価格のない株式等については、その実質価額が著しく低下したときには相当の減額をすることとされている。このような考え方は、取得原価評価における時価の下落等に対する対応方法として妥当であると認められる。本会計基準においても、市場価格の有無に係わらせて、従来の考え方を踏襲することとした（第 20 項及び第 21 項参照）。
84. また、その他有価証券の時価評価について洗い替え方式を採っていることから、その時価が著しく下落したときには、取得原価まで回復する見込があると認められる場合を除き、当該銘柄の帳簿価額を時価により付け替えて取得原価を修正することが必要である。この場合には、当該評価差額を当期の損失として処理することとした（第 20 項から第 22 項参照）。

3. 運用を目的とする金銭の信託

85. 運用を目的とする金銭の信託（合同運用を除く。）については、企業が当該金銭の信託に係る信託財産を構成する金融資産及び金融負債を運用目的で間接的に保有しているものと考えられる。加えて、金銭の信託契約の満了時に、当該金銭の信託に係る信託財産又はそれを時価により換金した現金により支払を受ける場合、投資者及び企業双方にとって意義を有するのは信託財産の時価であると考えられる。また、信託財産の価値を、例えば保有期間中の配当収入と元本部分の価値に分けて捉えることもあるが、両者の合計は時価そのものであり、分けて捉える必要はないと考えられる。したがって、運用を目的とする金銭の信託の貸借対照表価額には、信託財産を構成する金融資産及び金融負債のうち時価評価が適切であるものについて、その時価を反映することが必要と考えられる。
86. このため、運用を目的とする金銭の信託については、当該金銭の信託に係る信託財産を構成する金融資産及び金融負債に付されるべき評価額を合計した額をもって貸借対照表価額とすることとした。この際、運用を目的とする金銭の信託に係る信託財産については委託者の事業遂行上等の観点からの売買・換金の制約がないことから、当該信託財産を構成する金融資産及び金融負債については時価評価を行い、評価差額は当期の損益に反映させることとした（第 24 項参照）。
87. なお、特定金銭信託又は指定金外信託等については、一般に運用を目的とするものと考えられるので、有価証券の管理目的等運用以外の目的であることが明確である場合を除き、運用を目的とする金銭の信託と推定される。

4. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

88. デリバティブ取引は、取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が利益を得又は損失を被るものであり、投資者及び企業双方にとって意義を有する価値は当該正味の債権又は債務の時価に求められると考えられる。したがって、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務については、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。また、デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の時価の変動は、企業にとって財務活動の成果であると考えられることから、その評価差額は、後述するヘッジに係るものを除き、当期の損益として処理することとした（第 25 項参照）。
89. （削 除）

5. 金銭債務

90. 旧商法では、金銭債務の貸借対照表価額は債務額とすることとしていたことから、1999 年（平成 11 年）会計基準では、社債は社債金額をもってその貸借対照表価額とし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を、資産（繰延資産）又は負債として計上し、償還期に至るまで每期一定の方法により償却することとしてきた。

ただし、会計上は、金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、この差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとされていた。金銭債務についても、その収入額と債務額とが異なる場合、当該差額は一般に金利の調整という性格を有しているため、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることが適当と考えられた。

会社法では、債務額以外の適正な価格をもって負債の貸借対照表価額とすることができるとされたことから、2006 年（平成 18 年）改正会計基準では、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした。

2026 年 10 月改正会計基準及び 2026 年 10 月改正の金融商品実務指針では、金銭債務の会計処理は変更しないものの、従来の償却原価法に基づいて算定された価額は金利差額調整法による償却原価とされたため、金銭債務の収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価をもって貸借対照表価額とすることとした（本会計基準第 26 項参照）。

6. 金融保証契約

- 90-2. 2026 年 10 月改正前の本会計基準においては、金融保証契約に関する取扱いを定めておらず、その代わりに、金融商品実務指針において債務保証契約についての定めを設けていた。2026 年 10 月改正会計基準においては、予想信用損失モデルの導入に伴い、金融保証契約が予想信用損失モデルの対象となることを明確に定めるため、本会計基準において金融保証契約の定義を設けた。その際、デリバティブと金融保証契約の両方に該当する可能性があるクレジット・デフォルト・スワップ等の一部のデリバティブについては、金融保証契約に該

当しない旨を明確にし、デリバティブとして会計処理することとした（本会計基準(注 8-2) 参照）。

90-3. 金融保証契約の定義を取り入れる際に、金融保証契約の保証の対象を金銭債務と IFRS 第 9 号の用語である「負債性金融商品」のいずれの用語を用いるかについて検討を行った。2026 年 10 月改正会計基準の公表時点では、IFRS 会計基準において負債性金融商品は定義されておらず、用語の意味を解釈するにあたって判断を適用するとされている。検討の結果、日本基準において負債性金融商品に最も近いと考えられる金銭債務を用いることとし、今後の IFRS 会計基準における進展があった場合に、必要に応じて金融保証契約の定義を見直すことを検討することとした。

90-4. 金融保証契約の発行者における会計処理については、原則として、(1) 予想信用損失の金額と (2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とする定めを設けることとした（本会計基準第 26-2 項参照）。このような定めとしているのは、金融保証契約に関する負債が二重に計上されることを避けるためである。

また、当該定めを設ける際に参考とした IFRS 第 9 号では、発行者における金融保証契約を含む金融負債は当初認識時に公正価値で測定しなければならないとしており、また、反証がない場合には、金融保証契約の発行時の公正価値は受け取ったプレミアムにほぼ等しくなるものとされている。この点、金融商品実務指針においても、金融負債の当初認識は金融負債の時価により測定するとしており（金融商品実務指針第 29 項）、市場において一般的な料率で契約を締結している限りにおいては、前受保証料を時価とみなして、発生の認識時の価額とすることができるものと考えられる。

なお、金融保証契約については、原則として (1) 予想信用損失の金額と (2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とすることとしており、金融保証契約を締結することにより引き受けたリスクをいずれかの金額で負債に計上するものであることから、引当金には該当しないものとして取り扱い、金融保証契約などの適切な勘定科目をもって表示することが考えられる。ただし、(1) 予想信用損失の金額と (2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を別個に取り扱い、それぞれを貸借対照表価額とすることを選択した場合（金融商品実務指針第 137 項）、(1) 予想信用損失の金額についてはオフバランス項目に対する引当であることから、引当金として取り扱い、金融保証契約に係る予想信用損失引当金などの適切な勘定科目をもって表示することが考えられる。

7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約

90-5. 2026 年 10 月改正前の本会計基準は、当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する取扱いを定めておらず、その代わりに、金融商品実務指針において定めを設けていた。ここで、予想信用損失モデルの導入に伴い、予想信用損失モデルの対象となることを明確に定める

ため、本会計基準において当座貸越契約及び貸出コミットメントの定義を設けるとともに、貸出コミットメント等の発行者においては、予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とする定めを設けることとした（本会計基準第 26-3 項及び(注 8-3)参照）。貸出コミットメント等の表示については、貸出コミットメント等の貸借対照表価額が予想信用損失の金額であることを踏まえ、引当金として取り扱い、貸出コミットメント等に係る予想信用損失引当金などの適切な勘定科目をもって表示することが考えられる。

また、2026 年 10 月改正前の金融商品実務指針は、当座貸越契約について「これに準ずる契約を含む」としていたが、2026 年 10 月改正会計基準においては、IFRS 第 9 号におけるローン・コミットメントの範囲とより整合的になるように、貸出コミットメントについても「準ずる契約」に関する定めを設けている。

なお、2026 年 10 月改正会計基準の審議において、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの発行者における定めに関して、IFRS 第 9 号と同様の定めを設けるかどうかについて検討を行った。この点、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントは一般的ではないという意見が聞かれたことを踏まえ、当該定めを取り入れる必要性は必ずしも高くないと考えられることから、当該定めを取り入れないこととした。

8. 購入又は組成した信用減損債権

90-6. 2026 年 10 月改正前の本会計基準においては、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表価額としなければならないとしていた。

この点、2026 年 10 月改正会計基準では、購入又は組成した信用減損債権について、信用調整を行わない実効金利を用いた償却原価に基づいて貸借対照表価額を算定する定めに対する例外として、信用調整後の実効金利を用いた償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする定めを関連する用語の定義とともに設けることとした（第 26-4 項及び(注 8-5)参照）。

V. 予想信用損失の算定

1. 基本的考え方及び予想信用損失の算定方法

91. 2026 年 10 月改正前の本会計基準においては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（一般債権）、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（貸倒懸念債権）及び③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（破産更生債権等）に区分し、その区分ごとに貸倒見積高の

算定方法を示すこととしていた。

91-2. 2026 年 10 月改正会計基準においては、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、予想信用損失モデルを本会計基準に導入し、期末において債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかを判定した上で、(1)期末において信用リスクが著しく増大していない債権等については 12 か月の予想信用損失を算定し、(2)期末において信用リスクが著しく増大している債権等については全期間の予想信用損失を算定することとした（第 27 項及び第 28 項参照）。これに伴い、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとした。

92. (削 除)

93. (削 除)

94. (削 除)

95. (削 除)

95-2. 予想信用損失の算定にあたって、次の事項を反映する方法で算定することを IFRS 第 9 号の定めと同様に定めるかについて検討を行った。

(1) 確率による加重計算

(2) 貨幣の時間価値

(3) 合理的で裏付け可能な情報

審議の結果、国際的な比較可能性の観点から、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となるように、これらの定めを本会計基準に取り入れることとした（第 27-2 項参照）。

95-3. また、審議において、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権について、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する方法（以下「単純化したアプローチ」という。）を採用するかどうかについて検討を行った。

95-4. IFRS 第 9 号においては、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引から生じた営業債権及び IFRS 第 16 号「リース」の範囲に含まれる取引から生じたリース債権に対して、単純化したアプローチの適用を要求又は許容している。IFRS 第 9 号は、この理由として、信用管理システムがそれほど洗練されていない企業のために信用リスクの増大を追跡調査する必要性を減少させること、及び重要な金融要素のない営業債権の大半は満期が 1 年未満であり全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失は同額となるか又は非常に類似するであろうといったコメントが関係者から寄せられたことを挙げている。

95-5. 審議の結果、前項に記載した状況は我が国においても同じと考えられたため、2026 年 10 月改正会計基準において、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチを採用することとした（第 28-4 項及び第 28-5 項参照）。

VI. ヘッジ会計

1. 基本的考え方

96. ヘッジ取引とは、ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するか、ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の価格変動、金利変動及び為替変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引をいう。
97. ヘッジ手段であるデリバティブ取引については、原則的な処理方法によれば時価評価され損益が認識されることとなるが、ヘッジ対象の資産に係る相場変動等が損益に反映されない場合には、両者の損益が期間的に合理的に対応しなくなり、ヘッジ対象の相場変動等による損失の可能性がヘッジ手段によってカバーされているという経済的実態が財務諸表に反映されないこととなる。このため、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を財務諸表に反映させるヘッジ会計が必要と考えられる。
98. 本会計基準においては、ヘッジ会計を導入することとし、先物取引に係るヘッジ会計の考え方を示した企業会計審議会の「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」を踏まえ、デリバティブ取引をヘッジ手段として利用しているヘッジ取引全般に対応し得るよう、ヘッジ会計に係る処理を包括的に定めることとした。なお、デリバティブ取引以外にヘッジ手段として有効であると認められる現物資産があり得る場合には、本会計基準の考え方に沿って、ヘッジ会計を適用する余地があると考えられる。
99. また、多数の金融資産又は金融負債を保有する金融機関等においては、それぞれの相場変動等によるリスクの減殺効果をヘッジ対象とヘッジ手段に区別して捉えることが困難あるいは適当でない場合がある。このような場合に、リスクの減殺効果をより適切に財務諸表に反映する高度なヘッジ手法を用いていると認められるときには、本会計基準の趣旨を踏まえ、当該ヘッジ手法の効果を財務諸表に反映させる処理を行うことができる。

2. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象及びヘッジ手段

100. ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象には、相場変動等による損失の可能性のある資産又は負債のうち、相場等の変動が評価に反映されていないもの及び相場等の変動が評価に反映されていてもその評価差額が損益として処理されないものの他、相場等の変動を損益として処理することができるものであっても、当該資産又は負債に係るキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるものはヘッジ対象となる（第 30 項参照）。
101. また、ヘッジ対象には、この他、予定取引（未履行の確定契約を含む。）により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる（第 30 項参照）。ただし、予定取引については、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、その実行される可能性が極めて高い取引に限定

することとした。

102. なお、他に適当なヘッジ手段がなく、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段として用いるいわゆるクロスヘッジもヘッジ会計の対象となる。

3. ヘッジ会計の要件

103. ヘッジ取引についてヘッジ会計が適用されるためには、基本的には、ヘッジ対象が相場変動等による損失の可能性にさらされており、ヘッジ対象とヘッジ手段のそれぞれに生じる損益が互いに相殺される関係にあること若しくはヘッジ手段によりヘッジ対象の資産又は負債のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される関係にあることが前提になる。
104. さらに、ヘッジ会計を適用できるか否かの具体的な判定にあたっては、企業の利益操作の防止等の観点から、「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」における事前テストと事後テストというヘッジ会計の適用基準の考え方を踏まえ、ヘッジ取引時にはヘッジ取引が企業のリスク管理方針に基づくものであり、それ以降は上記の前提の効果について定期的に確認しなければならないという具体的な要件を定めている（第 31 項参照）。

4. ヘッジ会計の方法

(1) 原則的処理方法

105. 1999 年（平成 11 年）会計基準では、ヘッジ会計は、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によることを原則としていたが、当該ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純資産会計基準により、法人税等及び税効果を調整の上、純資産の部に記載することとなる（第 32 項参照）。

(2) ヘッジ対象に係る損益を認識する方法

106. ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合には、当該資産又は負債に係る損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する考え方がある。諸外国の会計基準では、このような考え方に基づく処理も採用されていることを考慮し、これを認めることとした（第 32 項参照）。

(3) 金利スワップの取扱い

107. 金利スワップを利用したヘッジ取引には、例えば固定利付債務の支払利息を変動利息に、あるいは、変動利付債務の支払利息を固定利息に実質的に変換するなど、原価評価されている資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されているものがある。当該資産又は負債と金利スワップがヘッジ会計の要件を充たしているものについては、本来、金利スワップの評価差額を貸借対照表に計上する処理を行うが、金利スワップの

想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が金利変換の対象となる資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、両者を一体として、実質的に変換された条件による債権又は債務と考え、金利スワップの評価差額を繰り延べる処理に代えて、当該金利スワップに係る金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することも認めることとした。

5. ヘッジ会計の終了等

108. ヘッジ対象が消滅したときには、その時点でヘッジ会計が終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を当期の損益として処理することとした。また、ヘッジ対象である予定取引が行われないことが明らかになったときにおいても同様に処理することとした（第 34 項参照）。
109. これに対し、ヘッジ会計の要件が充たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が充たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで引き続き繰り延べる。ただし、繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額に関し、見合いのヘッジ対象に係る含み益の減少によりヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理することとした（第 33 項参照）。
110. なお、ヘッジ会計の要件が充たされなくなったとき以後のヘッジ手段に係る損益又は評価差額を繰り延べることはできないこととなる。

Ⅶ. 複合金融商品

111. 複合金融商品については、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品とその他の複合金融商品に区別して、それぞれ処理方法を定めることとした。

1. 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品

112. 新株予約権付社債のように契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分の価値をそれぞれ認識することができるならば、それぞれの部分を区分して処理することが合理的である。個々の複合金融商品の様態及び取引実態において、転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債は払込資本を増加させる可能性のある部分とそれ以外の部分が同時に各々存在し得ることから、その取引の実態を適切に表示するため、それぞれの部分を区分して処理することが必要である。しかし、募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）をあらかじめ明確にしている転換社債型新株予約権付社債については、以前の転換社債と経済的実質

が同一であり、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられる。

113. こうした考え方にに基づき、以前の転換社債と経済的実質が同一である転換社債型新株予約権付社債については社債部分と新株予約権部分を区分せず一体とした処理又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債の処理に準じた処理をすることとし（ただし、取得者側については前者のみ認められる。）、転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債については社債部分と新株予約権部分を区分して処理することとした（第 36 項から第 39 項参照）。
114. 新株予約権付社債の発行者が、新株予約権付社債を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分して処理する場合の新株予約権の対価部分の取扱いについて、新株予約権が行使され、新株を発行したときには、当該対価は株式発行の対価としての性格が認められることになることから資本金又は資本金及び資本準備金に振り替えられることとなる。また、権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないことから、これまでは仮勘定として負債の部に計上することとしてきたが、純資産会計基準により、純資産の部に計上することとなる（第 38 項参照）。
115. なお、2001 年（平成 13 年）11 月に公布された「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）施行前に発行した新株引受権付社債の会計処理については、権利が行使されたときに新株引受権の対価部分が資本準備金に振り替えられる点を除き、新株予約権付社債の取扱いに準ずる。

2. その他の複合金融商品

116. 上記以外の複合金融商品には、金利オプション付借入金のように現物の資産及び負債とデリバティブ取引が組み合わされたもの及びゼロ・コスト・オプションのように複数のデリバティブ取引が組み合わされたものがある。
117. このような複合金融商品を構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在し得るが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生する。このため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分せず一体として処理することとした（第 40 項参照）。ただし、通貨オプションが組み合わされた円建借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要である。
118. なお、金融機関のように、経営上、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を継続して区分して管理しており、投資情報としても区分して処理することが経営の実態

を表す上で有用な場合には、区分して処理することも認められるものとする。

VIII. 注記事項

119. 金融商品については、1990 年（平成 2 年）5 月に企業会計審議会第一部会から公表されている「先物・オプション等の会計基準に関する意見書等について」等に基づき、これまで有価証券やデリバティブ取引の時価等の開示が行われてきている。しかし、その後の証券化の拡大や金融商品の多様化等、金融取引を巡る環境が変化する中で、それ以外の金融商品についても時価情報に対するニーズが拡大しており、また、国際的な会計基準でも、時価に関する情報開示は拡大している。

120. 本会計基準では、金融資産について、時価評価を基本としつつもその属性及び保有目的に鑑み、そのすべてについて時価評価を行っているわけではなく、また、時価をもって貸借対照表価額としても評価差額を当期の損益としない会計処理も定めている（第 65 項及び第 66 項参照）。金融負債については、原則として時価評価の対象としないことが適当であるとしている（第 67 項参照）。これらの取扱い、企業の経営成績を適切に財務諸表に反映させるという観点から行われていると考えられる。これらをさらに見直すことについては、企業活動の成果と金融商品の保有目的との関係の整理（これには、金融負債の評価における企業自身の信用リスクの取扱いなどが含まれる。）や金融商品以外の資産及び負債（非金融商品）における取扱いとの関係など、なお検討を要する問題が残されている。

一方、損益計算とは離れて、市場価格がない場合でも、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（第 81-2 項参照）を除き、金融商品の時価を開示することは、投資者に対して有用な財務情報を提供することになるという意見も多い。また、金融商品の状況やリスク管理体制は企業によって異なるものの、企業が現に有する金融商品に係るリスクの測定状況等の情報があれば、当該情報の開示を促すことに加え、会計基準等によって企業の側において金融商品のリスク管理等を一層徹底するインセンティブを高めるためにも金融商品の時価等を開示することに意義があるという意見もある。さらに、国際的な会計基準では、金融商品に係る時価やリスクに関して広く開示が求められている。したがって、このような点に鑑み、2008 年（平成 20 年）改正会計基準では、金融商品の状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図ることとした。

120-2. 国際的な会計基準は、公正価値に関する測定のガイダンス及び開示を定めている一方で、それらで要求されている公正価値に関する開示の多くは日本基準で定められていないことなどから、特に金融商品を多数保有する金融機関において国際的な比較可能性が損なわれているのではないかと意見が聞かれていた。2019 年改正会計基準では、国際的な会計基準との整合性を図る取組みとして、国際的な会計基準における公正価値に関する開示と整合的な開示を金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として追加することとした。

120-2A. 2026 年 10 月改正会計基準においては、金融商品に関する全般的な開示目的を設けることとした（本会計基準第 40-A1 項参照）。これは、信用リスクに関する開示目的を予想信用損失適用指針に設けるにあたり、予想信用損失適用指針よりも上位の本会計基準において金融商品に関する全般的な開示目的を定めるべきであると考えられたためである。

VIII-2. 適用時期等

1. 2026 年 6 月改正会計基準

(1) 適用時期

120-3. 特別目的会社を譲受人とする金融資産の譲渡を行う企業は、通常、会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築していると考えられ、2026 年 6 月の本会計基準の改正は、検討を進めている金融資産の譲渡の会計処理に影響を与える可能性があり、一定の準備期間が必要と考えられる。このため、2026 年 6 月改正会計基準は、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することとした（第 41 項(7)参照）。

また、早期適用については、できる限り速やかに適用可能とすることに対するニーズが存在することを考慮して、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から 2026 年 6 月改正会計基準を適用できることとした（第 41 項(8)参照）。

(2) 経過措置

120-4. 2026 年 6 月改正会計基準の適用に関して、適用開始前に実施された金融資産の譲渡の会計処理を見直すかについて検討を行った。特別目的会社を譲受人とする金融資産の譲渡を行う企業は、通常、会計上の取扱いを十分に検討した上でスキームを構築していると考えられるため、スキーム実行時に想定していなかった会計処理となるように遡って見直すことは、原則として求めるべきでないと考えられる。このため、2026 年 6 月改正会計基準の適用前に実施された金融資産の譲渡について、会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないこととした（第 44-3 項参照）。

2. 2026 年 10 月改正会計基準

(1) 適用時期

120-5. 2026 年 10 月改正会計基準は、次の点を踏まえ、会計基準の公表から原則的な適用時期までの準備期間を 3 年半程度とすることとし、2030 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした（第 41 項(9)参照）。

(1) これまでに当委員会が公表してきた会計基準については、会計基準の公表から原則的な適用時期までが 1 年程度のものが多い。

- (2) 財務諸表作成者における準備期間の観点からは、一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられるため、一般的な取扱いと同様に原則的な適用時期までの期間を 1 年程度とすることが考えられる一方、金融機関を想定すると、体制整備、データ整備及びシステム開発などに時間を要すると考えられる。

他方、2026 年 10 月改正会計基準の適用開始に係る実務上の負担への対応として、簡素化された予想信用損失の算定方法を設けていることに加え、実効金利法の適用に関する経過措置を設けていることも勘案することが考えられる。

- (3) 国際的な会計基準の適用時期からの乖離の観点からは、IFRS 第 9 号の原則的な適用時期が 2018 年 1 月であり、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を長く設ける場合、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの期間が長くなるため、原則的な適用時期までの期間を短めに設定することが考えられる。
- (4) 関連諸制度との関係の観点からは、2026 年 10 月改正会計基準の影響が大きいと考えられる金融機関に対する監督が関連すると考えられる。この点については、原則的な適用時期までの準備期間として 3 年以上の期間が置かれる必要性が極めて高いとの見解が聞かれている。

また、早期適用については、早期適用に対するニーズが存在することを考慮し、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用を認めることとした。その際、2026 年 10 月改正会計基準と同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用することとした（第 41 項(10)参照）。

(2) 経過措置

- 120-6. 2026 年 10 月改正会計基準の適用に関して、IFRS 第 9 号と同様に適用初年度より前の期間について遡及適用を求めず、事後的判断を使用せずに遡及適用が可能な場合にのみ遡及適用を行うことができる定めを設けるか、一律に遡及適用を求めず適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する定めを設けるかについて検討を行った。

審議の結果、予想信用損失の算定については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用しないことが困難であり、また、事後的判断が使用されているかどうかに関する検討に伴うコストを避けることを重視して、一律に遡及適用を求めないこととした。

- 120-7. このため、2026 年 10 月改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとし（第 44-4 項参照）、また、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととした（第 44-5 項参照）。

2008 年（平成 20 年）改正会計基準の公表による他の会計基準等 についての修正

121. 2008 年（平成 20 年）改正会計基準の公表に伴い、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。

(1) (削 除)

(2) (削 除)

(3) 企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」第 42 項

ワラントや新株予約権の会計処理等に関する既存の会計基準は、これらが失効した場合に、対応する部分を利益に計上することを求めている（~~「金融商品に係る会計基準」第六—1 (1)~~）（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 38 項）。（以下 略）

(4) (削 除)

(5) (削 除)

(6) (削 除)

(7) 企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」

① 第 1 項

本適用指針は、~~平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」~~企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における「~~第六~~VII. 複合金融商品」のうち、「~~二~~2. その他の複合金融商品の会計処理」を適用する際の指針を定める。

② 第 14 項

金融商品会計基準では、複合金融商品について、払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品とその他の複合金融商品に区分して、それぞれ処理方法を定めている。このうち、後者、すなわち、契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債とに区分せず一体として処理するとしている（金融商品会計基準第六—第 40 項）。

これは、このような複合金融商品を構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在し得るが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生することによる。このため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、一体として処理するとしている（~~「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「金融商品会計意見書」という。）Ⅲ 七 2）（金融商品会計基準第 117 項）~~）。

③ 第 15 項

ただし、~~金融商品会計意見書~~金融商品会計基準では、通貨オプションが組み合わされた円建て借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要であるとしている。

④ 第 16 項

~~金融商品会計意見書~~金融商品会計基準の考え方を受けて、これまでの金融商品会計実務指針では、決済期日に金融資産の当初元本が減少又は金融負債の当初元本が増加する場合（当該金融負債の金利が契約当初の市場金利の 2 倍以上になる場合を含む。）に、当該金融資産又は金融負債にリスクが及ぶものと解し、それは、組込デリバティブのリスクが、契約内容に照らして当初元本に及ぶ可能性の有無を判断することを意味し、可能性の程度を評価するものではないこととしていた。

⑤ 第 23 項

前述したように、~~金融商品会計意見書及び~~金融商品会計基準では、その他の複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生するため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、当該複合金融商品を一体として処理することとしているが、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合には、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分処理するものとしている。これは、相場変動等による組込デリバティブの損失の可能性を当期の損益に適切に反映するためと考えられる。

(8) 実務対応報告第 1 号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」

① 目的

平成 13 年 11 月 28 日に公布された「商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）」（以下「平成 13 年改正旧商法という。」）により、新株予約権及び新株予約権付社債の概念が導入された。新株引受権付社債及び転換社債に関する会計処理については、平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」~~（以下「金融商品会計意見書」という。）~~及び「金融商

品に係る会計基準」（以下合わせて「改正前金融商品会計基準」という。また、これを改正した企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」を以下「金融商品会計基準」という。）並びに平成12年1月31日に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）において明らかにされているが、（以下 略）

② Q1のA 3. (1)

改正前金融商品会計基準等は、新株引受権を単独で発行した場合の会計処理については明示していないが、上記2の整理と新株引受権付社債の会計処理（~~金融商品会計基準第六一~~）を勘案すれば、新株予約権を以下のように会計処理することが適当であると考えられる。（以下 略）

③ Q1のA 3. (2)

改正前金融商品会計基準等は、新株引受権を単独で取得した場合の会計処理については明示していないが、（以下 略）

④ Q1のA 3. (3)

新株予約権が権利行使期限到来前に消却された場合には、その効力が生じたときに消滅を認識する（~~金融商品会計基準第二二~~第10項）。

⑤ Q2のA 3. (1)

改正前金融商品会計基準第六一では、新株引受権付社債の会計処理について、分離型あるいは非分離型を区別することなく、発行者側及び取得者側ともに社債の対価部分と新株引受権の対価部分に区分して処理する方法（区分法）を適用するものとしている。

⑥ Q2のA 3. (1)なお書き

なお、代用払込が認められる新株予約権付社債の発行価額又は取得価額を社債の対価部分と新株予約権の対価部分に区分する場合には、~~金融商品会計基準注解~~（注15）のいずれかの方法による準じて処理することができる。（以下 略）

⑦ Q2のA 3. (2)①

改正前金融商品会計基準第六一では、転換社債の発行者側の会計処理については、転換社債の発行価額を社債の対価部分と転換権の対価部分に区分せず普通社債の発行に準じて処理する（一括法）又は新株引受権付社債に準じて処理する（区分法）としている。

また、取得者側の会計処理については、転換社債の取得価額を社債の対価部分と転換権の対価部分に区分せず普通社債の取得に準じて処理し、権利を行使したときは株式に振り替えるものとしている。

転換社債の会計処理として一括法を認める理由は、転換社債については転換権が行使されると社債は消滅し、社債の償還権と転換権が同時にそれぞれ存在し得ないことから、それぞれの部分を区分して処理する必要性は乏しいと考えられること（~~金融商品~~

~~会計基準意見書Ⅲ-七-1)~~に求められる。この考え方は、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債で社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことがあらかじめ社債要項等で明確にされているもの、すなわち、以前の転換社債と経済的実質が同一と考えられるものについても適用されると考えられるので、以下のように会計処理することが適当である。(以下 略)

⑧ Q3 の A

社債と新株予約権は別々に証券が発行されるので発行後には個別に流通することになるが、社債と新株予約権を同時に募集し、かつ、両者を同時に割り当てる場合には発行時において両者は実質的に一体のものとみられるため、その経済的実質は以前の分離型新株引受権付社債と同一であるものと考えられる。~~改正前金融商品会計基準第六~~~~＝＝＝~~では、新株引受権付社債について区分法を適用するものとしているので、その会計処理はそれぞれの発行価額を合計した上で区分法（Q2 の A3 (1) 参照）により行うことが適当であると考えられる。(以下 略)

⑨ Q4 の A

本実務対応報告は、会社法施行日前に発行の決議があった、旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債について適用する。

なお、平成 13 年改正旧商法の附則第 7 条は、平成 13 年改正旧商法施行前の決議に基づき平成 14 年 4 月 1 日以降に発行される転換社債及び新株引受権付社債に関しては、平成 13 年改正旧商法施行後もなお従前の例によるとしているので、その会計処理は、~~改正前金融商品会計基準第六＝＝＝~~並びに金融商品会計実務指針第 186 項及び第 187 項を適用して行う。

(9) 実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」

① 前文

金融商品に関する会計処理は、平成 11 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」（平成 18 年 8 月に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）として改正されている。）及び平成 12 年 1 月 31 日~~（最終改正平成 14 年 9 月 17 日）~~に日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）¹に基づいて行われている。(以下 略)

¹ この他、平成 12 年 9 月 14 日~~（最終改正平成 14 年 9 月 17 日）~~に日本公認会計士協会会計制度委員会から公表された「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品会計 Q&A」という。）がある。

② 2(1)

債権者がその債権を債務者に現物出資した場合、債権と債務が同一の債務者に帰属し当該債権は混同により消滅する（民法第 520 条~~参照~~）ため、支配が他に移転したかどうかを検討するまでもなく金融資産の消滅の認識要件を満たすものと考えられる（金融商品会計基準~~第二二一参照~~第 8 項及び第 9 項）。したがって、債権者は当該債権の消滅を認識するとともに、消滅した債権の帳簿価額とその対価としての受取額との差額を、当期の損益として処理することとなる（金融商品会計基準~~第二二三参照~~第 11 項）。（以下 略）

③ 2(2)

デット・エクイティ・スワップにより、債権者が取得する株式は、通常、債権とは異種の資産と考えられることから、新たな資産と考えられる（金融商品実務指針第 36 項~~参照~~）。この場合には、債権者が取得する株式の取得時の時価が対価としての受取額（譲渡金額）となり、消滅した債権の帳簿価額と取得した株式の時価の差額を当期の損益として処理し、当該株式は時価で計上されることとなる（金融商品会計基準~~第二二三第 11 項から第 13 項、金融商品実務指針第 29 項及び第 37 項参照~~）。（以下 略）

④ 2(3)

取得時の時価は、取得した株式に市場価格がある場合には、「市場価格に基づく価額」であり、取得した株式に市場価格がない場合には、「合理的に算定された価額」である（金融商品会計基準~~第一二第 6 項、金融商品実務指針第 47 項参照~~）。（以下 略）

(10) 実務対応報告第 8 号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」

1. 貸借対照表

発行した電子 CP については、原則として社債金額償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とし（「金融商品に係る会計基準」第三五参照）（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 26 項）、流動負債において「短期社債」又は従来の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー」等の当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記する。なお、その金額に重要性がない場合には、流動負債において「その他」に含めて表示することができる。

2. 損益計算書

「短期社債利息」又は従来の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー利息」等の当該費用を示す名称を付した科目をもって区分掲記し、その金額に重要性がない場合には、「その他」に含めて表示する。なお、~~いずれの場合でも、社債金債務額よりも低い価額で発行したことによる差額を、~~「社債発行差金」又は従来の手形 CP と同様に「前払費用」として計上した場合には、発行日から償還期限までを計算期間として当該発行差額を定額法により按分する（~~「金融商品に係る会計基準」第三五金融商品会計~~

基準第 26 項、及び「金融商品会計に関する実務指針」第 126 項~~参照~~）。

(11) (削 除)

(12) (削 除)

(13) (削 除)

2019 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正

122. 2019 年改正会計基準の公表に伴い、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。

(1) 企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」第 22 項

年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額をいう。ただし、金融商品については、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 6 項）とする。）により計算する。

(2) 企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」第 28 項

退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務は、終了前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、終了後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する（第 10 項参照）。なお、年金資産は退職給付制度の終了前において時価（~~公正な評価額~~）により計算し、終了前の予測額との差は数理計算上の差異として取り扱われる。

(3) （削 除）

(4) 企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」第 21 項

自己株式方式において、ワラントの行使により払い込まれると仮定された場合の入金額を用いて、普通株式を買い受けたと仮定した普通株式数を算定する場合の平均株価（会計基準第 26 項(2)）は、各営業日の株価の平均の他、合理的な基礎に基づいて算定された平均株価、例えば、当期にワラントが存在する期間の各週又は各月の末日の株価の平均を用いることができる。これらの場合の株価は、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用する（~~日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 60 項~~）。

(5) （削 除）

(6) 企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」

① 第 37 項 第 2 段落

なお、取得時の時価の算定については、新株予約権が株式に対するコール・オプションとしての性格を有するため、デリバティブ取引に対する評価方法（~~金融商品会計実務指針第 101 項から第 104 項~~）に準じて行うことが適当と考えられる。

② [設例 2] 1. (5)

発行者は、X3 年 5 月 1 日に、取得条項に基づき、(1)の転換社債型新株予約権付社債を取得し、その対価として新株（~~市場価格に基づく価額~~時価は 110,000 千円とする。）を発行した。また、取得した転換社債型新株予約権付社債は、取得と同時に消却が行われた。

③ [設例 3-1] 1. (4)

発行者は、X3 年 5 月 1 日に、取得条項に基づき、(1)の転換社債型新株予約権付社債を取得し、その対価として現金（100,000 千円）と新株（~~市場価格に基づく価額~~時価は 10,000 千円とする。）を交付した。

④ [設例 3-2] 1. (5)

発行者は、X3 年 5 月 1 日に、取得条項に基づき、(1)の転換社債型新株予約権付社債を取得し、その対価として現金（100,000 千円）と新株（~~市場価格に基づく価額~~時価は 10,000 千円とする。）を交付した。また、取得した転換社債型新株予約権付社債は、取得と同時に消却が行われた。

(7) 企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 20 項

年金資産の額は、期末における時価により計算する（会計基準第 22 項）。時価とは、公正な評価額をいい、資産取引に関して十分な知識と情報を有する売り手と買い手が自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額をいう。ただし、金融商品については、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 6 項の時価の定義に従う。なお、厚生年金基金制度等における数理的評価額は、会計基準における時価には該当しない。

(8) 企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第 42 項

外貨建その他有価証券の為替換算差額は、原則として、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 18 項の評価差額に関する処理方法に従うものとされている（企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」一 2 (2)）。しかしながら、~~時価を把握することが極めて困難と認められる市場価格のない~~外貨建その他有価証券の為替換算差額のうち一時差異となるものについては、~~時価~~市場価格のあるその他有価証券に係る金融商品会計基準の時価評価とはその性格が異なるため、第 38 項から第 41 項に掲げた定めを適用しない。

(9) 実務対応報告第 1 号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」Q1 の A 3. (2) 第 2 段落

これは、新株予約権証券が新株引受権証書と同様に、有価証券に該当する（証券取引法第 2 条第 1 項第 6 号）ため、金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針の有価証券に係る規定により認識・測定されるという考え方に基づいている。したがって、新株予約権は、取得時に時価で測定し（金融商品会計実務指針第 29 項）、保有目的の区分に応じて売買目的有価証券又はその他有価証券として会計処理する。また、新株予約権の権利が行使されたときは、保有目的区分に応じて、売買目的有価証券の場合には行使時の時価で、その他有価証券の場合には帳簿価額（金融商品会計実務指針第 57 項（4））で株式に振り替え、権利行使されずに権利行使期限が到来したときは、帳簿価額（金融商品会計実務指針第 91 項に基づき減損処理している場合には、減損処理後の帳簿価額）を損失として処理する。なお、時価の算定については、新株予約権が株式に対するコール・オプションとしての性格を有するため、デリバティブ取引に対する評価方法（~~金融商品会計実務指針第 101 項から 104 項~~）に準じて行うことが適当と考えられる。

(10) (削 除)

(11) 実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」Q2 の A 第 1 段落

合同運用の金銭の信託を含む委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託のうち、受益権が有価証券として取り扱われている投資信託については、有価証券としての会計処理を行い（この点については、金融商品会計実務指針第 58 項及び第 62 項を参照のこと。）、また、これまで有価証券として取り扱われていなかった合同運用指定金銭信託で設定されている商品ファンドについても、有価証券に準じて会計処理を行うこととされてきた。このため、委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託の会計処理は、次のように取り扱われている。

(12) 実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」第 12 項 第 1 段落

また、退職給付会計基準第 22 項では「年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額をいう。ただし、金融商品については、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 6 項）とする。）により計算する。」とされており、時価（~~公正な評価額~~）は市場の評価を反映することから、将来の価値が現在の価値よりも低くなると市場が評価し、年金資産の評価にマイナス金利の影響が反映されるときは、退職給付債務の評価にもマイナス金利の影響を反映させて、年金資産の評価と退職給付債務の評価を整合させるべきであるとの意見が聞か

れる。

(13) 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」

① 第 22-2 項（新設）

企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）等の公表に併せて、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の時価の算定に関する定めが削除されているが、仮想通貨は時価算定会計基準の範囲外であるため、内容の変更はない。

② 第 30 項 第 2 段落

我が国の会計基準においては、金融資産について「現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券である。」（~~日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）~~第 4 項）と定めている。また、国際的な会計基準においても、金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約と考えられている。これらの考え方を踏まえれば、仮想通貨は現金以外の金融資産にも該当しないと考えられる。

（削 除）

123. （削 除）

2026 年 10 月改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正

124. 2026 年 10 月改正会計基準の公表に伴い、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。

(1) 企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」第 5-2 項(2)②

子会社以外の他の企業に対して重要な融資（金融保証契約による債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていること

(2) 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」

① 第 7 項(2)④

他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（金融保証契約による債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）

② 第 49-8 項

2026 年 6 月の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正では、金融資産の譲渡において、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかという観点からの評価においては、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付けを行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないことから、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すこととした。

（略）

③ 第 78-6 項

2026 年改正会計基準は、2026 年 6 月の金融商品会計基準の改正を踏まえて審議したものであるため、2026 年 6 月に改正された金融商品会計基準の適用時期と整合的に、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用することとしつつ、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から将来にわたって適用できることとした（本会計基準第 44-7 項参照）。

(3) 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 56 項

会計上の見積りの変更のうち当期に影響を与えるものには、当期だけに影響を与えるものもあれば、当期と将来の期間の両方に影響を与えるものもある。例えば、~~回収不能~~

債権に対する予想信用損失貸倒見積額の見積りの変更は当期の損益や資産の額に影響を与え、当該影響は当期においてのみ認識される。一方、有形固定資産の耐用年数の見積りの変更は、当期及びその資産の残存耐用年数にわたる将来の各期間の減価償却費に影響を与える。このように、当期に対する変更の影響は当期の損益で認識し、将来に対する影響があれば、その影響は将来の期間の損益で認識することとなる。

(4) 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」〔設例 5〕2. (2)④

(略)

(*3) X2 年 4 月 1 日交付社債に係る金利差額調整法における定額法償却原価法による差額の認識(償却)： $40(=200 \div 5 \text{ 年})$

(略)

(*5) X3 年 3 月 31 日現在の A 社の交付した社債 10 口の時価総額は 500 であったため、X3 年 3 月 31 日に A 社は額面 100(時価 50)の社債 6 口($= (800 - 500) \div 50$)を追加的に交付した。A 社は、条件付取得対価の交付が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点である X3 年 3 月 31 日に、追加交付する条件付取得対価を、その時点の時価で認識することになるため、追加交付した社債に係る差額： $(100 - 50) \times 6 \text{ 口} = 300$ を X3 年 3 月 31 日現在で算定するが処理は行わず、金利差額調整法における定額法償却原価法により社債の償還期間について、将来にわたり翌年度から認識(償却)する。

また、企業結合日(X2 年 4 月 1 日)現在で交付している社債を X3 年 3 月 31 日時点の時価に修正し、当該修正により生じた X3 年 3 月 31 日現在の社債ディスカウントの増加額 $300(= (80 - 50) \times 10 \text{ 口})$ (社債発行差金相当額)について、X3 年 3 月 31 日時点では処理を行わず、金利差額調整法における定額法償却原価法により社債の残存している償還期間について、将来にわたり翌年度から認識(償却)する(第 47 項(2)参照)。

(5) 企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」

① 第 28 項 第 1 段落

前項で示した物価連動国債について、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものとして区分処理せず、その他有価証券とした場合には、他の債券と同様に、まず金利差額調整法による償却原価法を適用し、その上で償却原価と時価との差額を評価差額として処理する（移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」第 74 項）こととなる。金利差額調整法による償却原価法を適用する際、物価連動国債の元本及びクーポン受取額を合理的に予測

することが必要となり、これには、例えば、期末時点における残存期間が同程度の通常の国債の利回りと物価連動国債の予想利回りとの差額に基づいて見積られた想定元金額及び償還金額を用いて金利差額調整法による償却原価法（利息法又は定額法）を行い、同じ手法によって想定元金額及び償還金額を每期見直す方法（見積りの変更であるため、当該年度以降の再計算に含める。）の他、取得価額が取得時の想定元金額と一致している場合において期末時点における想定元金額を当期末の償却原価とみなす方法なども含まれると考えられる。〔設例 2〕

② 第 29 項

2006 年 4 月改正前の金融商品会計実務指針では、損益を調整する複合金融商品については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がない場合であっても、区分処理することとされており、本適用指針では、2006 年 4 月改正前の金融商品会計実務指針の考え方を引き継ぐものとした。すなわち、利付金融資産又は金融負債の中に金利、物価指数又は一定の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合には、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にあるため、通常、金利差額調整法による償却原価法などを通じて毎期の損益は適切に計上されることとなるが、組込デリバティブ（現物の利付金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるものを含む。）にレバレッジがかかっていることなどにより損益を調整する複合金融商品は、区分処理することとなる（第 7 項参照）。

③ 〔設例 2〕

物価連動国債における金利差額調整法による償却原価法の適用

1 前提条件

- (1) B 社（3 月末決算）は X0 年 4 月 1 日に、次の条件で物価連動国債を購入し、
その他有価証券として計上した。金利差額調整法による償却原価法は、定額法を採用している。

（略）

2 想定元金額及び各期末の受取利息額の算定（1 年後）

金利差額調整法による償却原価法を適用するにあたり、本設例においては、期末時点における残存期間が同様の通常の国債の利回りと物価連動国債の予想利回りとの差額に基づいて見積られた想定元金額及び償還金額を用いることとする。

（略）

4 会計処理

- (1) X1 年 3 月 31 日（決算日）

（略）

なお、金利差額調整法における利息法による場合、金利調整差額の償却額は

1,000 (=100,000 (1年目期首の想定元金額) × 5.04% (1年目の実績値に基づくキャッシュ・フローの予測による~~割引実効利率~~) - 4,040 (受取利息額))、
 その他有価証券評価差額金は 4,000 (=105,000 - 101,000) となる。

また、取得価額が取得時の想定元金額と一致している場合において期末時点における想定元金額を当期末の償却原価とみなす方法による場合には、金利調整差額の償却額は 1,000 (=101,000 (1年目末の想定元金額) - 100,000)、その
 他有価証券評価差額金は 4,000 (=105,000 - 101,000) となる (取得価額が取得時の想定元金額と一致していない場合には、期末時点における想定元金額に、
 取得価額と取得時の想定元金額との差額を金利差額調整法における利息法 (継続適用を条件として金利差額調整法における定額法も可) により加減した金額
 を当期末の償却原価とみなす方法によることなども認められると考えられる。)。

(2) X2年3月31日 (決算日)

(略)

なお、金利差額調整法における利息法による場合、金利調整差額の償却額は
 3,030 (=101,000 (2年目期首の想定元金額) × 7.12% (2年目の実績値に基づくキャッシュ・フローの予測による~~割引実効利率~~) - 4,161 (受取利息額))、
 その他有価証券評価差額金は 15,970 (=120,000 - (101,000 + 3,030)) となる。

(略)

(6) 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」第3項(2)①

開示対象特別目的会社との取引金額等には、会社と開示対象特別目的会社との間 (開示対象特別目的会社間も含む。以下同じ。) で当期に行った主な取引の金額 (資産の譲渡取引額など) 又は当該取引の期末残高 (資金取引に係る債権債務や~~金融債務保証契約による保証~~、担保などの額)、当期の主な損益計上額 (譲渡損益、金融損益、投資からの分配損益、回収サービス業務による損益など)、開示対象特別目的会社の直近の財政状態 (資産総額や負債総額) が該当する。

(7) 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」〔設例1〕1. (5)

償却原価法の適用にあたっては、金利差額調整法における定額法によるものとする。

(8) 企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」

① 第9項(5)

自己が資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（金融債務保証契約による保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っている企業（金融機関が通常の取引として融資を行っている企業を除く。）

② 第 13 項 第 1 段落

連結会計基準第 7 項(2)④では、「他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（金融保証契約による債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）」とされている。これには、他の企業の負債の部に計上されている資金調達額の総額の概ね過半について融資を行っていることにより、資金の関係を通じて財務の方針決定を支配している場合が該当する。

③ 第 15 項(2)

自己の計算において他の会社の議決権を直接所有していないが、緊密な者及び同意している者を通じて議決権の過半数を間接的に所有している場合で、当該他の会社が債務超過の状況にあり、金融債務保証契約による保証を行っていること等により当該債務超過額を負担することとなっているとき

(9) 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」〔設例 1〕 2.

(1) ①

A 社は、売掛金につき、予想信用損失貸倒見積高に基づき算定した貸倒引当金を控除している。当該貸倒引当金の計上額のうち税務上の損金算入限度超過額（貸倒引当金繰入限度超過額）は、X1 年 3 月期に 1,000、X2 年 3 月期に 500 生じている（貸倒引当金繰入限度超過額の累計額は、X1 年 3 月期は 1,000、X2 年 3 月期は 1,500 である。）。X3 年 3 月期において当該貸倒引当金は、その全額について、税務上の損金に算入される要件（法人税法第 52 条）を満たすものとする。

(10) 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第 45 項

負債の時価の算定にあたっては、当該負債の時価を算定する単位に基づき、負債の不履行リスクの影響を反映するとしている（会計基準第 15 項及び本適用指針第 22 項参照）。第三者の信用補完（例えば、第三者による金融債務保証契約による保証）が付された負債であって、当該第三者の信用補完が負債とは別に処理される場合には、負債の時価の算定には、保証人である第三者の信用リスクではなく、企業自身の信用リスクを考慮することに留意する（第 21 項参照）。

(11) 実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」Q

10 の A 第 3 段落

また、上記なお書きに従って当該損失見積額を処理することが求められるときを除き、解散又は脱退による損失の発生の可能性が高いか、又は、可能性がある程度予想される場合^(注)には、当該解散又は脱退が翌期以降の財務諸表に与える影響額（影響額の見積りが不可能な場合には、影響額に代えてその旨）を当期の財務諸表に注記することが必要である。

(注) ~~（削 除）損失の発生の可能性は、①高い場合、②ある程度予想される場合、③低い場合があり、また、それぞれ金額の見積りが可能な場合と不可能な場合があり得る。このような考え方については、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」4(3)が参考となる。~~

(12) 実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」

① 1. 第 1 段落

デット・エクイティ・スワップは、債権者と債務者の事後の合意に基づき、債権者側から見て債権を株式とする取引であり、債務者が財務的に困難な場合~~（実行時に、貸倒懸念債権、破産更生債権等に該当する場合に限らない。）~~に、債権者の合意を得た再建計画等の一環として行われる場合が多い。こうした中、本実務対応報告は、債務者が財務的に困難な場合に行われるデット・エクイティ・スワップを対象とする。

② 2. (2) 第 2 段落

ここでいう消滅した債権の帳簿価額は、取得原価又は償却原価から貸倒引当金を控除した後の金額をいう（金融商品実務指針第 57 項(4)参照）。なお、控除する貸倒引当金には、~~貸倒懸念債権、破産更生債権等に対して個別に引当てたもののみならず、例えば、銀行等金融機関における要管理先に対する債権に係る貸倒引当金を集~~合的な単位で算定している場合には、~~集合理的な単位で算定した貸倒~~など総括的な引当金のうち当該債権に対応する部分も含まれる。また、デット・エクイティ・スワップを行うにあたり、債権者が一定額の債権放棄を行う場合には、当該債権放棄後の帳簿価額をいう。

(13) 実務対応報告第 8 号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」1. 貸借対照表

発行した電子 CP については、原則として償却原価法に基づいて算定された価額をもって、~~貸借対照表価額とし~~（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 26 項）、流動負債において「短期社債」又は従来の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー」等の当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記する。なお、その金額に重要性がない場合には、流動負債において「その他」に含め

て表示することができる。

(14)実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」

① Q1 の A 2 (2)③

当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（金融保証契約による債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（緊密な者が行う融資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。ただし、金融機関が通常の営業取引として融資を行っている場合であって、資金の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していないときには、該当しない（(2)④についても同じ）。

② Q6 の A 2 (2)②

当該投資事業組合に対して重要な融資（金融保証契約による債務の保証及び担保の提供を含む。）又は出資を行っていること。

(15)実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」BC37 項

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、公社債や資金決済法における暗号資産のように時価のある場合も想定されるが、金融商品会計基準第 67 項では、「金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額（ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額）をもって貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。」としている。

(16)移管指針第 2 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

① 第 9 項

各期に配分された外貨建金銭債権債務等に係る為替予約差額は、為替差損益に含めて表示するが、合理的な方法により配分された直先差額は、金融商品会計実務指針における債券に係る償却原価法に準じて、利息法又は定額法により利息の調整項目として処理することができる。

② 第 13 項②ア.

外貨建ての償却原価法に基づいて算定された価額（以下「償却原価」という。）を決算時の直物為替相場により円換算した額から取得時（当期取得の場合）の帳簿価額又は前期末の貸借対照表価額を控除する。

③ 第 15 項

外貨建その他有価証券の決算時の円貨額は、原則として外貨による時価を決算時の直物為替相場により換算して算定する。市場価格のない外貨建株式等については、取得原価を決算時の直物為替相場により換算する。その他有価証券に区分された外貨建債券に金融商品会計実務指針第 74 項に基づき金利差額調整法による償却原価法を適用する場合の当期償却額は、第 13 項①に準じて処理する。

④ 第 19 項 第 2 段落

また、金融商品会計基準第 20 項では、「~~満期保有目的の債券~~、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされている。また、「著しく下落した」かどうか、及び「回復する見込がある」かどうかは金融商品会計実務指針第 91 項に従い判断することになるが、外貨建有価証券の場合、この「著しく下落した」かどうかは、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。

⑤ 第 54 項 第 1 段落

為替予約差額の各期への合理的な配分額の損益計算書上における表示方法には、全て為替差損益として表示する考え方とその性質によって各々異なった科目を使用する考え方がある。外貨建金銭債権債務等に係る為替予約差額のうち各期への配分額は、為替差損益に含めて表示することを原則とするが、合理的な方法により配分された直先差額は、~~金融商品会計実務指針第 70 項における債券に係る償却原価法に準じて、~~利息法又は定額法により利息の調整項目として処理することができる。これは、金額的に重要な財務取引については、通常、2 通貨の金利差を主たる要因とする直先差額を、運用利回り又は調達コストの金利計算を構成するものとして計算しているから、期間配分される直先差額を利息の調整項目とすることにより経済実態が適切に表現されることになるためである。

⑥ 第 56 項 第 1 段落

金融商品会計基準第 16 項では、「満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額取得原価をもって貸借対照表価額とする。~~ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。~~」とされている。また、注解(注 9)では、「外貨建金銭債権債務及び外貨建債券について償却原価法を適用する場合における償却額は、外国通貨による償却額を期中平均相場により円換算した額による。」とされている。この償却原価法を適用する場合の

償却額は、会計期間を通じて平均的に発生したものと考えられるため、外国通貨による償却額を期中平均相場により換算することとされたものである。この換算処理により生じた差額は為替差損益等として処理する。

⑦ 第 62 項 第 1 段落

~~満期保有目的の債券~~、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち時価のある外貨建有価証券について減損処理が必要かどうかの判断は、時価が著しく下落したかどうか、かつ、回復する見込みがあると認められるかどうかにより行うことになる。この時価が著しく下落したか否かの判断は、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断することとした。

⑧ 設例 6

1. 前提条件

- (1) A 社（3 月決算）は、X1 年 1 月 1 日に既発の外貨建 B 社社債を 94 ドルで取得した。取得時の直物為替相場は 1 ドル＝110 円であった。この債券については、金融商品会計実務指針で定めている満期保有目的の要件を満たしているものである。なお、~~取得価額と債券金額（額面）との差額は、全て金利の調整部分（金利調整差額）であるとして金利差額調整法における償却原価法（定額法）を適用するものとする。~~

（略）

2. 会計処理（金利差額調整法における定額法を償却原価法の簡便法採用）

（略）

- (2) X1 年 3 月 31 日（決算日）

（略）

* 償却額（帳簿価額への加算額）の計算

債券の取得差額のうち、金利差額調整法における定額法による当期の月数按分相当額（ドル建て）を期中平均相場で換算する。

（略）

⑨ 設例 7

1. 前提条件

- (1) A 社（3 月決算）は、X1 年 1 月 1 日に既発の外貨建債券を 94 ドルで取得した。取得時の直物為替相場は 1 ドル＝110 円であった。この債券については、満期まで所有する意図をもって保有するものである。~~なお、取得価額と債券金額（額面）との差額については、全て金利の調整部分（金利調整差額）であると考えられる。~~

（略）

2. 会計処理（金利差額調整法における定額法を償却原価法の簡便法採用）

（略）

(17) 移管指針第 4 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第 69 項

株式会社の株主は株主有限責任の原則により出資額を限度とする責任を負えばよいこととなっているが、親会社は子会社の債権者に対して、~~金融保証契約保証債務等の契約~~に基づく責任を負う場合が多いだけでなく、親会社の経営責任や信用保持のための経営判断等から当該子会社の債務の肩代わりなどを行う可能性も高い。このような場合、通常、非支配株主の負担すべき額は非支配株主の出資額に限定される。しかしながら、特定の非支配株主と親会社又は他の株主や債権者との間で子会社の債務の引受けなど、出資を超えた非支配株主による負担が合意されている場合がある。このような場合には、当該負担額まで非支配株主持分に欠損の負担を行わせ、それを超える欠損額はその後子会社に利益が計上され、超過欠損額が相殺されるまで親会社が負担するものとしている。

(18) 移管指針第 6 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」Ⅲ 1. (4) [甲 社] ③(注)

社債を社債金額よりも低い価額で発行した場合には、償却原価法に基~~づいて算定され~~
~~た価額~~をもって貸借対照表価額としなければならないが（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 26 項）、本設例では、説明の便宜上、キャッシュ・フロー計算書を作成する場合に必要な仕訳において、当該差額を「社債発行差金（社債控除）」、その償却額を「社債発行差金償却費（社債利息）」として表記することとする。

(19) 移管指針第 10 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」

① 第 7 項(8)

譲渡人が譲受人の不動産購入に関して譲受人に融資又は~~金融債務保証契約によ~~
る保証を行っている場合

② 第 14 項(7)

譲渡人が譲受人の不動産購入に関して譲受人に融資又は~~金融債務保証契約によ~~
る保証を行っている場合は、融資額又は保証額がリスク負担の金額となる。

以 上